

1 公募の概要

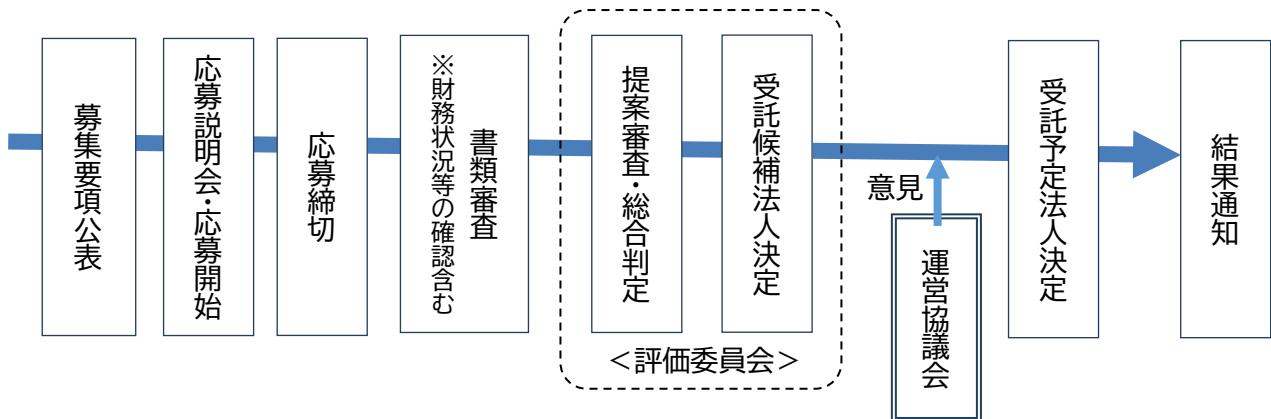
(1) 募集圏域

29圏域

(2) 委託期間

令和9年4月1日～令和15年3月31日まで(6年間)※契約は単年度ごとに締結

(3) 募集から決定までのフロー



(4) 委託する業務

- ア 介護予防ケアマネジメント業務
- イ 総合相談支援業務
- ウ 権利擁護に関する相談支援業務
- エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- オ 地域ケア会議の開催
- カ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築業務
- キ 認知症施策の推進に関する業務
- ク 一般介護予防事業の推進に関する業務
- ケ 情報提供および啓発業務
- コ 住宅改修費支給申請に係る理由書作成業務
- サ コミュニティソーシャルワーカー等との連携業務
- シ 事業計画の立案及び事業評価の実施業務
- ス その他業務

この事業の運営に必要なこと。

- ※ 委託業務とは別に指定介護予防支援業務を実施する。

2 選考方針

(1) 選考体制

受託候補法人の選考については、外部委員と市職員で構成する「相模原市地域包括支援センター運営事業受託候補法人評価委員会」(以下「評価委員会」という。)を設置し、評価委員会において募集要項及び評価基準の策定、応募者の評価を行い、受託候補法人を決定する。

受託候補法人については、地域包括支援センター運営協議会から意見を聴取のうえ、最終的に市が受託予定法人を決定する。

(2) 選考方法

運営法人の選考にあたっては、「書類審査」、「提案審査」及び「総合判定」により行う。

ア 書類審査(実施:事務局及び評価委員会)

提出された応募書類に基づき、資格要件を満たしているか事務局において審査を行う。1つでも要件を満たしていない場合、提案審査は行わない。財務状況の確認等については、専門的知識を有する委員が行う。

イ 提案審査(実施:評価委員会)

書類審査を経た法人を対象に、別に定める評価基準に基づき、評価項目について、評価委員会において応募書類、プレゼンテーション、質疑応答内容を判断材料として総合的に審査を行う。(※評価委員全員の採点の合計が総得点の50%以上でない場合は、総合判定は行わない。)

ウ 総合判定(実施:評価委員会)

書類審査と提案審査の結果を踏まえ、総合的に評価する。

※ 要件を満たした運営法人がない、または応募のない圏域については、二次募集を実施する。

(3) 応募資格(案)

次の要件を全て満たす法人であること。

ア 募集圏域内において、令和9年4月1日に包括を設置でき、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる法人であること。

イ 介護保険サービスを提供する事務所・事業所を有し、かつ継続して3年以上(令和8年5月1日時点)の介護保険サービス(福祉用具貸与・販売を除く)の提供実績があること。

ウ 介護保険法第115条の22第2項の規定により指定介護予防支援事業者の指定を制限されている法人でないこと。

エ 相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号。)第3条の3に定める競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

<競争入札参加資格者名簿について>

○名簿に登録されるまでには一定の期間を要しますので、登録までのスケジュールをよく確認のうえ申請してください。登録済の法人は手続不要です。

○競争入札参加資格者名簿の詳細は、次のリンク先を参照してください。ご不明な点は、それぞれの問い合わせ先にお尋ねください。

【相模原市ホームページ「競争入札参加資格認定申請等】

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/keiyaku/1026671/1003471.html>

【かながわ電子入札共同システム(外部リンク)】

<https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>

- オ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- カ 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成8年4月1日施行。)に基づく指名停止期間中でない法人であること。
- キ 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- ク 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。)第23条第1項に違反したと認められないこと。
- ケ 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- コ 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められること、又は参加する者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- ※ 同一法人が応募できる圏域数に制限は設けない。

(4)提案審査における項目 ※前回(令和2年度)の審査項目

審査項目		配点	
(書類審査)	財務状況・収支計画	10	
法人に関する事項	地域包括支援センター運営に対する認識	10	
	法人実績		
センター運営に関する事項	地域の状況把握		
	職員体制	35	
	利便性・利用者への配慮		
	公平・中立性の確保及び地域ニーズの把握		
	リスク管理		
事業計画	基本方針		
	包括的支援事業の実施計画	30	
	認知症施策推進の実施計画		
	一般介護予防事業の実施計画		
地域づくりに関する事項	地域包括支援ネットワークの構築	15	
	情報収集・啓発		
	地域活性化及び地域貢献		
合 計		100	

3 公募スケジュール(案)

年度	月	内 容
令和7年度	2月初旬	募集概要公表(広報さがみはら及び市ホームページ)
令和8年度	4月	募集要項公表(市ホームページ)
	5月	応募説明会
	5月	応募開始 書類審査の書類(~6月) 提案審査の書類(~7月)
	8~9月	受託候補法人の決定【評価委員会】
	10月	地域包括支援センター運営協議会から意見聴取 受託予定法人の決定
	10月	二次募集の告知及び募集開始
	1月~2月	受託候補法人の決定【評価委員会】 地域包括支援センター運営協議会から意見聴取 受託予定法人の決定
令和9年度	4月	次期地域包括支援センターの運営開始

4 公募に向けた見直し内容(案)

包括が地域包括ケアシステムの構築のための地域における中核的な機関として、その機能をより十分に発揮できるよう、機能強化・充実に向けた取り組みを図るために次の内容の検討、見直しを図る。

- (1) 高齢者のアウトリーチから、適切な障がい者支援機関への連携をスムーズに行うための体制構築の検討
- (2) 委託料の見直し
- (3) 幅広く応募・提案をいただくための応募資格の見直し
- (4) より公平かつ客観的に審査を行うための評価項目、配点の見直し